

「令和8年度農林水産省等のガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等用通信回線サービス等」意見招請結果に対する回答

項	意見・質問	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質 問 等	理 由	回 答
1	意見	O1_調達仕様書.pdf (及びO2_O1_別紙1、要件定義書.pdf P11 / 4.5 導入の条件)	P4	1	6		4、その他	サービスB(拠点用SIM)について、調達仕様書図2の「R9.6月初からの検証用SIM提供」に先行し、令和8年度第四半期(2027年1月〜3月)に、既存拠点機器(SD-WAN Edge 510LTE、Edge 620、LTEルータ等)との動作確認・相性検証を目的とした検証用SIM(各キャリア数枚程度)を先行払い出し・提供する旨をスケジュールおよび仕様に明記いただきたい。	既存のGSS農林水産省環境等の拠点ネットワーク機器(SD-WAN Edge 510LTE等)において、新キャリアSIMへの差し替え時にモデム認識やAPNプロファイル適用に関する挙動検証が不可欠です。本番展開前の令和8年度内(2027年1〜3月)に事前検証を完了させておくことで、未知の不具合やパラメータ不整合を早期に解消し、令和9年度の拠点展開を安全かつ円滑に進めるため。	ご意見について検討しましたが、原案のとおりといたします。入れ替えに係るスケジュールについては、別途ご相談させていただきます。
2	意見	O1_調達仕様書.pdf (及びO2_O1_別紙1、要件定義書.pdf P8 / 2.3(3) その他)	P4	1	6		4、その他	既存GSS拠点のSIMカード交換展開について、新回線提供開始(R9.7〜)から既存SIMリソース満了(R9.9末)までの約3か月間で全1,080拠点等の交換を完了させることは物理的に不可能です。については、①既存SIMリソース満了(2027年9月末)まではLTE回線のみで運用している拠点(LTE+LTE等の代替有線回線のない拠点)のSIM交換を最優先で実施し、②有線回線(フレッツ/専用線等)が主回線として敷設されているその他の拠点については、2027年度末(2028年3月31日)までをかけて段階的に展開・完了させる現実的なスケジュール計画を許容・規定いただきたい。	全国有数の拠点数に対する入館調整、現地派遣、通断断を伴う休日作業(180拠点以上)および疎通試験を安全に実施するためには、最低でも6〜9か月程度の展開期間が必要で、回線冗長化されている拠点であれば、既列LTE SIMの停止後も主回線(有線)による業務継続が可能であるため、通断断の影響が極めて大きいLTE単一拠点を9月末までに優先完了させ、残拠点を年度末までに完了させるアプローチが最も業務影響を最小化できるため。	既存GSS拠点のSIMカード交換展開に係るスケジュール計画については、別途ご相談させていただきます。
3	意見	O1_調達仕様書.pdf (及びO2_O1_別紙1、要件定義書.pdf P8 / 2.3(3))	P4	1	6		4、その他	既存GSS(農林水産省等)で利用中の現行SIMカードについて、2027年9月末時点でのリース上仕への全数即時返却を必須とせず、段階的展開に合わせて回収されたSIMカードから順次返却する、または年度末(2028年3月末)まで返却期限の猶予・調整をデジタル庁側にてリース会社等と実施いただくことを前案件として明記いただきたい。	上記の段階的拠点展開を実施する場合、一部拠点の既存SIM回収・返却が2027年10月以降(下期)となるため、現地で確実な回収とセキュリティを担保した返却フローを成立させるには、デジタル庁側でのリース契約上の返却期日緩和と措置が必要となるため。	既存SIMカードの返却に係る方法や時期については、別途ご連絡させていただきます。
4	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書.pdf	P4	2	2	(2)イ	1、要求水準を下げる	端末へのeSIM配付・導入に関して、SM-DP+方式以外にも、一括キittingや専用ポータル連携等の実効性の高いプロビジョニング手段を同等の運用負担で実現できる方式であれば、幅広く提案・採用可能なよう要件を柔軟化・明確化いただきたい。	モバイル事業者およびMVNOが提供する最新のeSIMプロビジョニング基盤や運用実績のある手法を柔軟に採用できるようにすることで、事業者間の公平な競争環境を確保し、端末設備の円滑化とコスト最適化を図るため。	モバイル通信サービスは、GSSネットワークへのアクセスを提供する重要な通信基盤であり、当庁が運用する認証基盤及び端末管理基盤との連携の下で、セキュアかつ一元的にプロビジョニングできることが必須となります。そのため、当庁が直接管理・統制できない外部システム又は第三者が運用するポータル等を介したプロビジョニング方式については、セキュリティ及び運用管理上の観点から受け入れることができません。
5	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書.pdf	P5	2	2	(2)コ	4、その他	Web APIの本構造管理(3階層以上)やログ保管等の仕様について、管理プラットフォーム(Webポータル)の標準機能との役割分担を含め、「受注後の基本設計・要件定義工程において協議・承認を得て確定する」旨の柔軟な記載としていただきたい。	事業者が保有する管理プラットフォームの既存機能(GUI・CSVレポート等)を最大限活用しつつ、デジタル庁の運用要件に適合したAPI連携を効率的かつ確実に構築するため。	ご意見を踏まえ検討いただきましたが、原案のとおりといたします。
6	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書.pdf	4	2	2	(2)イ	1、調達仕様書に対する質問等	「eSIMのアクティブ化は、Microsoft Intuneと連携し端末への導入が可能なSM-DP+サーバ方式にデフォルト対応」とありますが、SM-DP+サーバ方式を採用しつつ、Intuneからのプロファイル配布において通信サービス/MVNOのSM-DP+基盤を利用する構成は要件を満たすと解釈してよいでしょうか。また、Intune側で必要となる構成プロファイルの設定項目(APN設定、SM-DP+アドレス等)に関する詳細仕様や制約事項の開示時期についてご教示ください。	提案システムのアーキテクチャ設計およびIntune連携検証手順を具体化するため。	モバイルアクセスサービスは、当庁が運用する認証基盤等との連携の下で、標準的かつセキュアにプロビジョニングできることを必須要件としています。そのため、当庁が直接運用管理しないシステムからのeSIMプロファイル配付は想定していません。なお、Microsoft Intuneの構成プロファイルに係る詳細については、契約締結後のご連携となります。
7	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書.pdf	4	2	2	(2)ウ・エ	1、調達仕様書に対する質問等	「通信データ容量に制限をかけないこと」とありますが、これは「契約全回線(30,360回線)において全体で共有可能なラフック帯域・データ容量を確保し、通常利用において個々の端末に上限を設けない(パケット詰まりや通信遮断を発生させない)」構成であれば、大容量共有型プラン(フーリング方式)での提案は仕様を満たすと解釈してよいでしょうか。	通信容量共有型サービスの適正な回線設計および料金積算を行うため。	提案方式は問いません。通信データ容量に制限をかけないことをはじめ、本仕様書に定める要件を満たしている場合は提案可能です。
8	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書.pdf	5	2	2	(2)コ	1、調達仕様書に対する質問等	Web APIの要件(多層3階層以上の本構造管理、任意属性設定、365日アクセスログ取得等)について、管理プラットフォーム(Web GUIポータル)上で同等の機能(組換え階層別の回線管理、日次レポートCSV出力、GUIからの即時通信停止/再開等)が提供可能な場合、Web API機能の一部をWebポータル機能で代替・併用する提案は許容されますでしょうか。	既存の管理プラットフォームの活用範囲を明確化し、効率的な運用管理体制を提案するため。	ご意見を踏まえ検討いただきましたが、原案のとおりといたします。
9	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書.pdf	7	2	3	(2)イ	1、調達仕様書に対する質問等	サービスBの234拠点に提供する「異なる移動体通信事業者の無線設備を利用できるSIMカード」について、同一のMVNO事業者(下請事業者等)が複数キャリア(例:A社網+B社網等)のSIMを一括調達・管理して提供する形態は、本仕様を満たすと解釈してよいでしょうか。	拠点回線におけるマルチキャリア調達・保守体制の妥当性を確認するため。	特段指定しておらず、本仕様書に定める要件を満たしていれば問題ございません。
10	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書.pdf	8〜9	2	4	(2)オ	1、調達仕様書に対する質問等	TYO5およびOSA2内に受注者が設置するアクセス回線終端装置(ルータ等)について、デジタル庁側で提供されるラック搭載スペース(L数)、受電電源(AC/DC、電圧容量)、および中継ゲート機器までの構内配線(インフラケーブル)の敷設ルート等の詳細条件についてご教示ください。	TYO5/OSA2への回線敷設工事および機器設置にかかる詳細設計・積算を行うため。	データセンター内の情報については受注後に提示させていただきます。
11	質問	O1_調達仕様書.pdf	30	9	1	(1)	1、調達仕様書に対する質問等	元請事業者(Sier)がプロジェクト統括・管理、DC間接続構築、運用支援等を担い、SIM・eSIMの通信サービスおよび回線管理プラットフォームの提供部分を電気通信事業者(MVNO)に再委託する体制について、主たる部分の再委託には該当せず、所定の再委託承認申請(別紙13)を経て適法に参画可能であると解釈してよいでしょうか。	適正かつ確実な履行体制を構築するため。	問題ございません。ただし、仕様要件に則って対応することについては、受注者に責任がございますことご認識ください。
12	意見	別紙1、要件定義書	9	2	4	-2	3	「・・・なお、回線帯域は最低1Gbps以上とする。」との記載と、「回線帯域を増速する際は、極力職員に影響が生じないように実施すること。」との記載から、提案事業者によっては「提案時点で1Gbpsの帯域を満たせば要件充足」と解釈する場合と、「契約期間中の利用状況変化や通信需要の増加を見据えた拡張性をきめて求める要件」と解釈する場合があると考えられます。 このため、提案内容や見積前提に差異が生じないよう、当該要件の運用について明確化をご検討願います。	提案事業者による解釈の差異が生じないようにするため。	最低帯域を2Gbpsとします。 また、利用者に影響が出ないように帯域の見直しを行い、利用状況をモニタリングしながら十分な帯域をご提供ください。
13	質問	調達仕様書	4	1	6		1	「LAN環境検証用の通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスBをR9.6月初から利用可能となるように、メイン回線を数量6、バックアップ回線を数量3払い出し、複数省庁で利用できるように。」とありますが、上記のトータル9回線については、R9.6月の検証が完了したのちは、R9.7月以降に納品する回線と同様にご利用になる想定でよろしいでしょうか。それとも、検証用回線は検証が終了したら、ご利用は終了となるのでしょうか。	本案件で提供する回線数を正しく理解したいため。	R9.7以降も本調達期間内は利用します。
14	質問	調達仕様書	4	1	6		1	R9.6月の検証期間における通信量のご指定はございますでしょうか。	ご要件を正しく理解したいため。	検証機関における通信量の指定はございません。
15	質問	調達仕様書	4	1	6		1	R9.6月の検証期間について、本案件の受託者としては、SIMのご提供及び、SIMの仕様に関する問い合わせ対応のみという理解でよろしいでしょうか。	ご要件を正しく理解したいため。	ご記載いただいた対応に加えて、検証用SIMが想定通りに通信できない場合等に、調査にご協力いただくことを想定しています。
16	質問	別紙1、要件定義書	11	4	3		2	過去の類似案件を拝見すると当該ご要件の中には「電圧状況の不良対策として、電話増幅器(レピータ等)」の記載がありましたが、今回公示された資料には記載が無いように見受けられます。本案件では、不要となりますでしょうか。	ご提案範囲を正しく理解したいため。	必要となります。記載を追記させていただきます。

「令和8年度農林水産省等のガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等通信回線サービス等」意見招請結果に対する回答

項	意見・質問	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質 問 等	理 由	回 答
17	意見	O1_調達仕様書.pdf	13	4	7	ア	2	「モバイル通信回線接続サービスの接続状態、構成変更及び利用状況」 物理SIMの回線ライフサイクル管理について、Web APIにより次のすべての操作を実行・確認できることを必須要件とすることを推奨します。 ①回線切替依頼の受付 ②回線切替の実行 ③処理状況の確認 ④処理結果の確認	物理SIMの再発行・交換では、回線切替の依頼受付から完了確認までの一連の管理が必要です。これらをWeb APIで実施できれば、手作業による確認漏れを防止し、処理状況を一元的に把握でき、工数削減につながるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、本調達における費用対効果、調達規模及び運用面を総合的に勘案した結果、原案のとおりといたします。
18	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	5	2	2	ク	2	「なお、当庁の指定する IPv6 アドレスを利用できることを推奨する。IPv6 アドレスを利用する際は、使用する端末側で IPv6・IPv4 のデュアルスタックを可能とし、IPv4/IPv6 で同時に通信が可能であること。」 サービスAについて、当庁が指定するIPv6アドレスを利用し、端末側でIPv4/IPv6デュアルスタックによる同時通信ができることを必須要件とすることを提案します。	IPv4/IPv6デュアルスタックを必須とすることで、既存のIPv4通信を継続しながらIPv6通信へ移行でき、接続方式の変更時に端末や業務への影響を抑制できます。	ご意見を踏まえ検討しましたが、本調達における費用対効果、調達規模及び運用面を総合的に勘案した結果、原案のとおりといたします。
19	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	5	2	2	(2)コ②イ	2	「eSIMダウンロード状況、ダウンロード完了日時、通信停止状況の取得できることを推奨する」 eSIMについて、次のすべての情報を取得できることを必須要件とすることを推奨します。 ①eSIMプロファイルのダウンロード状況 ②eSIMプロファイルのダウンロード完了日時 ③通信停止状況	これらの情報を取得できれば、eSIMが利用可能な状態か、設定処理が完了しているか、通信停止が発生しているかを切り分け、利用者からの申告時に速やかに対応できるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、本調達における費用対効果、調達規模及び運用面を総合的に勘案した結果、原案のとおりといたします。
20	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	4	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者との協議の上、承認を得ること。」 上記、GSSが運用管理するクラウドプラットフォームについて、Azure、AWS、OCI等の利用可能なクラウドサービスを明記いただきたい。	提案者間で利用可能な技術要素に関する前提条件を統一し、適切な見積及び提案を行うため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりといたします。閲覧資料で開示することを想定しています。
21	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	4	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者との協議の上、承認を得ること。」 上記、GSSが運用管理するクラウドプラットフォームについて複数のクラウドサービスが利用可能な場合、どのクラウドサービスを利用するかについて、受託者が選択可能か、又は貴庁にて選定されるかを明記いただきたい。	提案及び設計の前提条件を明確化するため。	GSSが運用管理するクラウド環境内であれば、選択可能です。
22	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	4	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者との協議の上、承認を得ること。」 上記について、GSSが運用管理するクラウドプラットフォームとガバメントクラウドとの関係及び位置付けについて明記いただきたい。	提案者による解釈の差異を防止し、適切なシステム構成を検討するため。	GSSは、ガバメントクラウドを含むインフラに対してサービスを提供しています。そのため、それらを運用・管理するためのインフラは、GSSが独自に運用管理するクラウド環境となっています。
23	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	4	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者との協議の上、承認を得ること。」 上記について、GSSが運用管理するクラウドプラットフォームの概要、利用可能サービス、責任分界点、標準アーキテクチャ、申請手続き及び標準リードタイムを要件定義書又は別紙として明示いただきたい。	現状の記載では、提案者が必要となるスキル要件及び工数を合理的に見積もることが困難であり、提案内容及び見積前提に差異が生じる可能性があるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、本調達における費用対効果、調達規模及び運用面を総合的に勘案した結果、原案のとおりといたします。
24	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	8	2	4	ア	2	「2.2において述べた GSS 端末のモバイル通信を妨げることがない十分な回線帯域を持つ専用の回線網によって当庁が整備運用している GSS ネットワークと相互接続すること。なお、回線帯域は最低1Gbps以上とする。また、回線帯域を増速する際は、極力職員に影響が生じないように実施すること。」 最低回線帯域を、現行案の1Gbpsでは本調達内の回線数を収容することは難しいと想定します。	最低帯域を3Gbps以上とすることで、同時利用の増加や一時的な通信集中が生じた場合にも、GSS端末のモバイル通信への影響を抑えられるため。	2Gbps以上へ修正します。
25	意見	O2_O1_別紙1、要件定義書	9	2	4	ケ	2	回線網に接続する回線またはSIMごとに、通信量の利用実績をWeb APIで取得できることを必須要件とすることを提案します。	回線・SIM単位の通信量を取得できれば、通常時と異なる通信量の検知、障害発生時の一次切り分け、利用実績に基づく回線管理をシステム上で実施可能となるため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、本調達における費用対効果、調達規模及び運用面を総合的に勘案した結果、原案のとおりといたします。
26	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書	1	1	1	-	1	仕様書に記載のeSIM数量は、予備分を含まず、実際に利用開始を予定している回線数である、との理解でよろしいでしょうか。	必要な回線数及びネットワーク設備リソースを正確に算定するため。	端末の予備数もきめた数量となっております。そのため、利用開始時に全数を利用する想定はございません。また、払い出すSIMの枚数としては予備数も含んでおります。
27	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書	5	2	2	(2)コ①	1	「API-Keyにより特定されるテナント」は、(2)コ⑧の記載との整合上、「OIDC認証により特定されるテナント」と読み替え、組織情報照会時のテナント特定方式はOIDCである、との理解でよろしいでしょうか。	認証方式に関する記載を統一し、実装方式及び提案条件を明確にするため。	OIDC認証における属性情報は、必ずしも対象とするテナントを特定するものとなりません。SSO認証はAPIを利用者の認証、API-Keyは対象テナント特定のためであり、目的が異なっております。
28	質問	O2_O1_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者との協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、Webアプリケーションの保守について、本契約に含むべき範囲は、障害対応・問合せ対応までと理解してよいでしょうか。監視、定期保守、機能改修等を含む場合は、必須とするサービスレベルと合わせてご教示ください。	保守範囲及びサービスレベルにより、必要な運用体制、工数及び費用が異なるため。	障害対応・問い合わせ対応までの理解で問題ありません。他方で、著しくユーザビリティに問題がある場合は、障害対応の範囲とし、改修を必須とします。

「令和8年度農林水産省等のガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等専用通信回線サービス等」意見招請結果に対する回答

項	意見・質問	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質 問 等	理 由	回 答
29	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、協議及び承認の過程で、要件定義書に記載のない追加のセキュリティ要件又はアーキテクチャ要件が提示された場合、それらは契約変更又は別途協議の対象となる認識でよいでしょうか。	契約締結後の追加要件による費用及び工数への影響範囲を明確化するため。	ご認識のとおりです。
30	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、セキュリティ及びアーキテクチャに関する承認について、当庁担当者による審査期間及び承認期限の想定をご教示ください。	スケジュール策定及び工程管理に影響するため。	おおよそ3か月を想定しています。
31	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、本Webアプリケーションの利用者は貴庁職員のみではなく、各府省庁職員も対象となる認識でよいでしょうか。	利用規模及び認証方式等のシステム要件に影響するため。	原則として、利用者はデジタル庁のGSS関係職員（運用管理担当者）を想定しています。
32	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、GSSが運用管理するクラウドプラットフォームを利用する場合、クラウド利用料（コンピュータ、ストレージ、ネットワーク、マネージドサービス等）及び関連ライセンス費用の負担主体をご教示ください。また、受託者負担となる場合は、利用想定ユーザー数、同時接続数及びピークアクセス数をご提示ください。	契約期間中のサービス提供及び運用を維持するために必要な費用を適切に見積もるため。	GSSが運用管理するクラウド環境であり、サイジング等はGSS側にて対応いたします。 また、利用料についてもGSSが負担いたします。
33	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、GSSが運用管理するクラウドプラットフォームの利用開始に必要な申請手続き、承認プロセス及び標準的なリードタイムをご教示ください。	プロジェクト全体のスケジュール策定に影響するため。	おおよそ3か月を想定しています。
34	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、GSSが運用管理するクラウドプラットフォームを利用する場合、受託者が実施する作業範囲をご教示ください。特に、クラウド環境の払い出し、サブスクリプション又はテナント管理、仮想サーバー・コンテナ等の構築、ネットワーク設計及び構築、DNS設定、証明書管理、監視設定、バックアップ設定及びセキュリティ設定について、貴庁及び受託者の責任分界点を明示いただきたい。	クラウド基盤構築に関する作業範囲により必要となる体制、スキル要件及び工数が大きく異なるため。	GSSが運用管理するクラウド環境であり、受託者が作業できる範囲は限られます。 そのため、受託者はテンプレートやスクリプト等の展開用資材を提供し、容易に展開できる形で納品が求められます。
35	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、受託者が作成するアプリケーションはGSSのMicrosoft Entra ID等の認証基盤との連携が必要となるかご教示ください。また、利用可能な認証基盤及び連携方式についてもご提示ください。	システム構成及びセキュリティ設計に影響するため。	GSSが運用管理する認証基盤（Entra ID）とのSAML2.0、OAuth2.0もしくはOpenID Connect認証が必須となります。
36	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、GSSのMicrosoft Entra ID等の共通基盤との連携を伴う場合、システム全体のアーキテクチャ及びネットワークポリシーの設計主体は貴庁、受託者のいずれとなるかご教示ください。	GSSが管理する既存環境の制約条件を把握していない状態では、提案時点で必要なスキル要件及び工数を適切に見積もることが困難であるため。	クラウド上で受け入れ可能なトポロジーを閲覧資料として開示します。 Webアプリが使用するVNET内のトポロジー及びアーキテクチャは受託者が主体となって設計し、それ以外はGSSが主体となります。
37	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上でシステムを構築する場合の標準アーキテクチャ、ネットワーク構成例又は設計ガイドラインが存在する場合は開示いただきたい。	提案者間で構成の前提条件を統一し、適正な工数算定及び見積を行うため。	閲覧資料として開示します。

「令和8年度農林水産省等のガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等用通信回線サービス等」意見招請結果に対する回答

項	意見・質問	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質 問 等	理 由	回 答
38	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、Microsoft Entra ID等の共通認証基盤との連携を行う場合に必要となる申請手続き、承認プロセス及び標準的なリードタイムをご教示ください。	認証基盤との連携スケジュールが全体工程に影響するため。	申請フォームによる申請となり、事前開示は不可となります。 なお、申請で求められる内容は、一般的なSSO連携構成で必要となる情報となります。 リードタイムは最大3か月（通常は2～3週間）を想定しています。
39	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、Webアプリケーションに求める可用性、性能要件、RPO、RTO等の非機能要件が存在する場合はご教示ください。	システム構成、サービス選定及び費用算定に大きく影響するため。	Webアプリケーションの提供は推奨要件であり、可用性をはじめとする要件についても受託者の提案によるものとなります。
40	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、受託者に提供される環境（開発環境、検証環境、本番環境等）をご教示ください。また、それらの環境差分等の制約事項についてもご教示ください。	構築工数、試験工数及び運用費用の見積に影響するため。	受託者への環境の提供はございません。 GSSの環境へ展開可能な内容でご提供ください。
41	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、既存システム又は既存データからの移行を想定されておりますでしょうか。想定されている場合、移行対象データの規模及び受注者との作業範囲（責任範囲）をご教示ください。	移行方式の検討及び移行工数の算定に必要であるため。	既存システム又は既存データからの移行は想定しておりません。
42	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、Webアプリケーションのソースコードの納品は必須でしょうか。	ソースコード納品の有無により、成果物構成、ドキュメント整備方針及び開発工数が変動するため。	ソースコードの納品については、総合評価にて提示させていただきます。 なお、ソースコードは当庁のセキュリティ評価を受ける必要があり、要件は以下のとおりです。 ・コードの権利は、デジタル庁に帰属すること ・GPLライセンスを含まない形で作成すること ・コピーレフトのライブラリ等を使用しないこと
43	質問	02_01_別紙1、要件定義書	7	2	2	(2)シ	1	「GSSが運用管理するクラウドプラットフォーム上に展開可能であり、2.2(2)コの要件を満たすWeb APIが利用できるWebアプリケーションを作成し、デジタル庁へ提供可能であることを推奨する。なお、提供する場合、詳細なセキュリティ及びアーキテクチャ要件などについては予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 上記に関して、提供するのはサービスAのみとなりますでしょうか。	サービスB及び関連接続サービスには記載がなく、要件を明確化させるため	サービスB及び関連接続サービスについても、ご提供の提案をいただいた場合に加算項目とすることも検討します。
44	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 上記記載について、「接続替えを支援すること」の「接続替え」とは、現行NW機器に装着されているSIMを取り外し、本調達にて提供するSIMへ交換した上で接続確認を行うことを指すことでしょうか。あるいは、次期NW事業者が提供するNW機器へ本調達のSIMを新規に装着し、現行NW機器による接続を維持したまま並行して接続確認を行うことを指すのでしょうか。想定している接続替え方式をご教示ください。	接続替え方式により必要な作業体制、工数及びスケジュールが大きく異なるため。	SIMの交換作業の対応は別事業者にて実施するため、本調達において交換の対応は不要です。ただし、接続替えの支援として、想定通りに通信できない場合等の問い合わせや調査にご協力ください。
45	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 上記記載について、接続替えに際し、現行NW機器からのSIM取り外し、現行NW機器への本調達SIMの装着及び接続確認試験について、本調達受注者の作業範囲に含まれるかご教示ください。	受注者が実施すべき作業範囲を明確化し、適切な体制及び費用を算定するため。	ご質問いただいた作業については、本調達受注者の直接の作業範囲には含まれます。関連調達案件②及びその後続契約で実施する予定です。 なお、接続替えの支援として、想定通りに通信できない場合等の問い合わせや調査にご協力ください。
46	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 接続替えに伴いSIM交換作業を実施する場合、受注者による現地作業を想定しているかご教示ください。また、現地作業を想定している場合は実施時期と時期ごとの想定作業拠点数をご教示ください。	現地作業の有無及び対象拠点数により必要な要員計画及び費用が大きく異なるため。	ご質問いただいた作業については、本調達受注者の直接の作業範囲には含まれます。関連調達案件②及びその後続契約で実施する予定です。 なお、接続替えの支援として、想定通りに通信できない場合等の問い合わせや調査にご協力ください。
47	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 上記、接続替えにおいてSIM交換作業が本調達受注者の作業範囲に含まれない場合、本調達受注者はSIMを指定先へ先交付することを想定している認識でよいでしょうか。	物流費用及び運用手順を適切に見積もるため。	要件定義書の以下記載のとおりです。 ＝＝＝ 1.1 調達物品・サービス及び数量 調達を想定する物品及びサービス並びに数量は以下のとおり。 サービスBの導入拠点については、「03_別紙1_別紙_拠点一覧（GSS_R8ゼロ面SIM）」を参照すること。なお、SIMカード並びに機器等の送付先は、各拠点に直接交付、または構築事業者の拠点を想定しており別途指示する。

「令和8年度農林水産省等のガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等用通信回線サービス等」意見招請結果に対する回答

項	意見・質問	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質 問 等	理 由	回 答
48	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 SIMの送付を行う場合、送付先は対象府省ごとに指定される代表拠点への一括送付を想定しているか、又は各拠点への個別送付を想定しているかご教示ください。	配送費用及び配送管理工数の算定に影響するため。	要件定義書の以下記載のとおりです。 ＝＝＝ 1.1 調達物品・サービス及び数量 調達を想定する物品及びサービス並びに数量は以下のとおり。 サービスBの導入拠点については、「03_別紙1_別紙_拠点一覧（GSS、R8ゼロ国SIM）」を参照すること。なお、SIMカード並びに機器等の送付先は、各拠点に直接送付、または構築事業者の拠点を想定しており別途指示する。
49	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 SIMを各拠点へ個別送付する場合、各府省への事前説明、配送日程調整、送付先確認、受領確認及び問い合わせ対応は本調達受注者の作業範囲に含まれるかご教示ください。	配送に付随する運用調整業務の範囲により必要な要員体制及び運用工数が大きく異なるため。	仮に各拠点へ個別送付することとした場合、ご質問いただいた作業については、本調達受注者の作業範囲に含まれない想定です。
50	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 SIMを各拠点へ個別送付する場合、送付先情報の整備は貴庁にて実施いただける認識でよいでしょうか。	配送先情報の収集及び維持管理に係る工数を適切に把握するため。	仮に各拠点へ個別送付することとした場合、ご質問いただいた送付先の取りまとめは、本調達受注者の作業範囲に含まれない想定です。
51	質問	02_01_別紙1、要件定義書	8	2	3	(3)	1	「農林水産省等、既に統合済みとなる府省の更改においては、現行NW機器との接続並びに次期NWとの接続が必要となるため、この接続替えを支援すること。現行NW機器の機種は別途提示する。」 現行NW機器又は次期NW機器に対するSIM交換作業及び機器設置作業を本調達受注者ではなく他事業者が実施する場合、本調達受注者に対して接続確認時のリモート立会い又は待機対応を求める想定でしょうか。また、その場合は対象拠点数、想定回数及び対応時間帯をご提示ください。	リモート立会い及び待機対応の有無により、必要な運用体制及び工数が大きく異なるため。	お問い合わせの作業は、本調達受注者ではなく他事業者が実施することを想定しております。 また、本調達受注者に対して接続確認時のリモート立会い又は待機対応を求めることは想定しておりません。 なお、接続替えの支援については、拠点SIMが想定通りに通信できない場合等に、調査にご協力いただくことを想定しています。
52	質問	02_01_別紙1、要件定義書	9	2	4	(2)オ	1	「受注者のデータセンターと東京第5データセンター(TYO5)及び大阪第2データセンター(OSA2)を接続するためのアクセス回線を新規回線で構築し提供すること。また、アクセス回線は冗長化され、回線の疎通状況が監視可能であること。なお、受注者は、TYO5及びOSA2内にGSSの中継ゲート機器と接続可能なルータやアクセス回線終端装置等を設置し、GSSの中継ゲート機器に対して、1GbE又は10GbEにより冗長性をもって接続すること。受注者が設置するアクセス回線終端装置等までのインハウスケープルの提供及びケーブル敷設作業も、上記対応に含まれる。GSSの中継ゲート機器側は、1Gbase-LX(SFP)または、10Gbase-LR(SFP+)のポートを提供するため、対象ポートに実装する光トランシーバーは受託者にて用意すること。なお、当該トランシーバーは、実装対象機器をGSS運用保守事業者が保守していることから、当該事業者と協議のうえで、保守体制を整えた上で用意する必要がある点に留意すること。」 TYO5及びOSA2の各接続速度は、受注者が1Gbase-LX(SFP)または、10Gbase-LR(SFP+)のいずれかを選択できる、との理解でよろしいでしょうか。	接続速度の選択条件を明確にし、回線・機器構成及び費用の算定条件を統一するため。	ご意見ありがとうございます。10Gのみのポート提供へ修正させていただきます。
53	質問	02_01_別紙1、要件定義書	9	2	4	(2)オ	1	「受注者のデータセンターと東京第5データセンター(TYO5)及び大阪第2データセンター(OSA2)を接続するためのアクセス回線を新規回線で構築し提供すること。また、アクセス回線は冗長化され、回線の疎通状況が監視可能であること。なお、受注者は、TYO5及びOSA2内にGSSの中継ゲート機器と接続可能なルータやアクセス回線終端装置等を設置し、GSSの中継ゲート機器に対して、1GbE又は10GbEにより冗長性をもって接続すること。受注者が設置するアクセス回線終端装置等までのインハウスケープルの提供及びケーブル敷設作業も、上記対応に含まれる。GSSの中継ゲート機器側は、1Gbase-LX(SFP)または、10Gbase-LR(SFP+)のポートを提供するため、対象ポートに実装する光トランシーバーは受託者にて用意すること。なお、当該トランシーバーは、実装対象機器をGSS運用保守事業者が保守していることから、当該事業者と協議のうえで、保守体制を整えた上で用意する必要がある点に留意すること。」 アクセス回線の冗長化とは、TYO5に1回線、OSA2に1回線を敷設して東西2拠点で冗長化することを指し、各データセンター内で複数回線を敷設する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。なお、過年度も1回線ずつの構成と認識しております。	求められる冗長化の単位（東西拠点間又は各データセンター内）を明確にし、必要回線数及び構成の算定条件を統一するため。	アクセス回線は、TYO5とOSA2それぞれ1回線以上敷設する必要がございます。加えて、インハウスケープルとしてはGSSの中継ゲート機器に対して冗長性をもって接続する必要がございます。
54	質問	02_01_別紙1、要件定義書	9	2	4	(2)オ	1	「受注者のデータセンターと東京第5データセンター(TYO5)及び大阪第2データセンター(OSA2)を接続するためのアクセス回線を新規回線で構築し提供すること。また、アクセス回線は冗長化され、回線の疎通状況が監視可能であること。なお、受注者は、TYO5及びOSA2内にGSSの中継ゲート機器と接続可能なルータやアクセス回線終端装置等を設置し、GSSの中継ゲート機器に対して、1GbE又は10GbEにより冗長性をもって接続すること。受注者が設置するアクセス回線終端装置等までのインハウスケープルの提供及びケーブル敷設作業も、上記対応に含まれる。GSSの中継ゲート機器側は、1Gbase-LX(SFP)または、10Gbase-LR(SFP+)のポートを提供するため、対象ポートに実装する光トランシーバーは受託者にて用意すること。なお、当該トランシーバーは、実装対象機器をGSS運用保守事業者が保守していることから、当該事業者と協議のうえで、保守体制を整えた上で用意する必要がある点に留意すること。」 GSSの中継ゲート機器側に実装する光トランシーバーは、貴庁にてご用意および導入され、受注者による調達及び保守体制の整備は不要、との理解でよろしいでしょうか。なお、過年度も貴庁にてご用意および導入いただいていると認識しております。	光トランシーバーの調達・保守に関する責任分界点を明確にし、費用及び保守体制の算定条件を統一するため。	ご意見ありがとうございます。デジタル庁側から提供するものとして修正させていただきます。
55	質問	02_02_別紙1_別紙_拠点一覧	-	-	-	-	1	森林事務所等、机上の段階ではありますがLTEの電波状況が十分でない可能性があります。安定した通信環境を確保する観点から、そのような拠点については専用線への切り替えをご検討いただくことは可能でしょうか。	要件を明確にし、ご提案の準備をさせていただくため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、本調達における費用対効果、調達規模及び運用面を総合的に勘案した結果、原案のとおりといたします。